

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	実績判定期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日
1 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間(注意事項参照)において5分の1(20%)以上であること。			チェック欄 ○
各欄が活動計算書の金額と一致するように作成		全て2事業年度の合計額を記載	
経常収入金額 (㊸の金額)		①	25,990,255円
総収入金額		㊸	27,200,000円
控除金額	国の補助金等の金額 (㊹欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㊸	0円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊸	1,100,000円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊸	0円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊸	0円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・原則用)㊸欄の「()」)	㊸	0円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)㊸欄)	㊸	9,895円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)㊸欄)	㊸	99,850円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・原則用)㊸欄)	㊸	0円
差引金額 (㊸-㊸-㊸-㊸-㊸-㊸-㊸-㊸)	㊸	25,990,255円	
寄附金等収入金額 (㊸の金額)		②	7,472,150円
受入寄附金総額(付表1(相対値基準・原則用)㊸欄)		㊸	6,499,895円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・原則用)㊸欄)	㊸	2,390,000円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)㊸欄)	㊸	9,895円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)㊸欄)	㊸	99,850円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・原則用)㊸欄)	㊸	0円
差引金額 (㊸-㊸-㊸-㊸)	㊸	400,150円	
会費収入(㊸欄と付表2(相対値基準用)㊸欄のうちいずれか少ない金額)		㊸	672,000円
国の補助金等の金額(㊸欄の金額を限度とする。)		㊸	2,800,000円
合計金額 (㊸+㊸+㊸)		㊸	7,472,150円
基準となる割合 (②÷①)		③	28.75%

⇒
①へ

⇒
②へ

(注意事項)
 ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が平成29年7月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日)となります。
 ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です)。
 ・ 一者当たり基準限度超過額の合計額(㊸)、寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(㊸、㊸)、寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(㊸)について確認するため、寄附金額に関する根拠資料の提示を求めることがあります。

20%以上で基準を満たす

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・原則用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「総収入金額㉞」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。 一般的に経常収支に含まれていない「借入金収入」、「引当金戻入益」、「前期繰越収支差額」等については、含まれません。 寄附金はその事業年度に受領したものに限られるため、「未収寄附金」は含まれません。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と、全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉟」欄 国の補助金等の金額を算入するか否かは法人が選択可。 実績判定期間内を通じて同一の選択をする必要がありますので、一部のみ算入することはできません。	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	補助金等の交付を受けているが、国の補助金等の金額を算入しない場合に、合計金額を記載します。 国等から直接交付された補助金等にに限られます。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉟」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉟」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	例えば、介護保険法第121条から第124条までの規定により、国又は地方公共団体が負担することとされている金額及び国が交付することとされている調整交付金の金額がこれに該当します。
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉟」欄	総収入金額のうち、販売を目的として保有していた以外のもの（固定資産、保有目的有価証券等として経理されるべきもの）の売却による収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉟」～「休眠預金等交付金関係助成金㉟」、及び「受入寄附金総額㉟」～「休眠預金等交付金関係助成金㉟」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・原則用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㉟」欄	「差引金額㉟」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㉟」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉟」欄 国の補助金等の金額を算入するか否かは法人が選択可。	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㉟」欄の金額を限度として記載します。	